

京 極 町

分 別 収 集 計 画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町におけるごみ処理は現在、平成14年より広域処理として、可燃ごみはニセコ環境株式会社で固形燃料化处理、粗大及び不燃ごみは6町村共同で、蘭越町粗大ごみ破碎処理施設で処理を行っており、この広域処理計画に基づき、本町において管理型最終処分場で埋め立てている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、適切な中間処理と、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進する。また、最終処分量の削減を図る目的で、行政・住民・事業者それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを実践し、循環型社会の構築を目指す。
- 行政、住民、事業者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5ヶ年とし、令和10年度に必要な見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、缶類（アルミ、スチール）、びん類（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）、紙類（紙パック、ダンボール、その他紙）、プラスチック類（PETボトル、その他プラスチック）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	160 t	160 t	158 t	158 t	157 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会等があらゆる機会を活用し教育を行う。また、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

・使い捨て商品の使用抑制

使い捨て商品の使用抑制の呼びかけを行うとともに、リターナブル容器、リサイクル品の利用促進を進め、住民の容器包装利用に関する意識向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)

最終処分場の容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表差欄のように定める。

また、住民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの	その他プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

単位 (t/年)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	7	7	7	7	7
主としてアルミ製の容器	7	7	7	7	7
無色のガラス容器	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7
	(引渡) 7 (独自処理)	(引渡) 7 (独自処理)	(引渡) 7 (独自処理)	(引渡) 7 (独自処理)	(引渡) 7 (独自処理)
茶色のガラス容器	(合計) 10	(合計) 10	(合計) 10	(合計) 10	(合計) 10
	(引渡) 10 (独自処理)	(引渡) 10 (独自処理)	(引渡) 10 (独自処理)	(引渡) 10 (独自処理)	(引渡) 10 (独自処理)
その他の色のガラス容器	(合計) 4	(合計) 4	(合計) 4	(合計) 4	(合計) 4
	(引渡) 4 (独自処理)	(引渡) 4 (独自処理)	(引渡) 4 (独自処理)	(引渡) 4 (独自処理)	(引渡) 4 (独自処理)
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	45	45	44	44	44
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7
	(引渡) (独自処理) 7	(引渡) (独自処理) 7	(引渡) (独自処理) 7	(引渡) (独自処理) 7	(引渡) (独自処理) 7
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 12
	(引渡) 12 (独自処理)	(引渡) 12 (独自処理)	(引渡) 12 (独自処理)	(引渡) 12 (独自処理)	(引渡) 12 (独自処理)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 60	(合計) 60	(合計) 59	(合計) 59	(合計) 58
	(引渡) 60 (独自処理)	(引渡) 60 (独自処理)	(引渡) 59 (独自処理)	(引渡) 59 (独自処理)	(引渡) 58 (独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

下記の算定式を基本とし、推計しております。

$$= \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、令和4年度策定の第6次京極町総合計画内の第2期京極町人口ビジョンの数値から推計し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2,718人 (対前年度比) 99.25%	2,697人 (対前年度比) 99.25%	2,677人 (対前年度比) 99.24%	2,656人 (対前年度比) 99.24%	2,636人 (対前年度比) 99.23%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階		
スチール製容器	缶類	収集委託業者	委託業者		
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	ビン類				
茶色のガラス製容器					
その他の色のガラス製容器					
飲料用紙製容器包装	紙類		町内業者		
段ボール					
その他の紙類			委託業者		
ペットボトル	ペットボトル				
その他のプラスチック製容器包装	その他プラ				

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（容器包装リサイクル法第8条第2項第6号）

現在、町内に保管施設等のリサイクル施設は無く、プラスチック製容器については倶知安町のニセコ環境（株）で、缶類・ビン類・PETボトルについては喜茂別町の株式会社丸協建設林業で保管・選別を行っている。

また、PETボトルについては、令和7年4月よりサントリーホールディングス株式会社と水平リサイクルに関する協定書を結び、リサイクル処理を行っている。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	選別・保管等段階			
スチール製容器	缶類	袋	2 t 平ボディ車	委託業者			
アルミ製容器							
無色のガラス製容器	ビン類						
茶色のガラス製容器							
その他の色のガラス製容器							
飲料用紙製容器包装	紙類	紐で縛る		町内業者			
段ボール		袋		委託業者			
その他の紙類							
ペットボトル	ペットボトル						
その他のプラスチック製容器包装	その他プラ						

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（容器包装リサイクル法第8条第2項第7号）

・事業系一般廃棄物の分別強化

一般家庭における分別に合わせ、事業系一般廃棄物の容器包装廃棄物の分別を推進し、回収率の向上を目指す。